

毎週火・金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部改正
旅館業法施行細則の一部改正
- ◇告示 大麦及びはたか麦の飼料作物への作付転換促進事業補助金交付要綱の一部改正
町の名称の変更の届出
昭和三十五年鳥取県告示第百五十三号の一部改正
土地改良事業計画書の写の縦覧

規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。
第四十条を次のように改める。

（火船の隻数制限等）

第四十条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用することができる火船（集魚を目的とする電気設備を備える漁船をいう。）の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であつて、一隻あたりの集魚を目的とする発電機の総設備容量は、同表下欄に定める容量の範囲内でない限りならぬ。

漁業の種類	火船の隻数	発電機の総設備容量の範囲
中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン未満のものを除く。)	三隻	一〇キロワット
まき網漁業及び中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン以上)のものを除く。	三隻	七、五キロワット
棒受網漁業	一隻	一〇キロワット
敷網漁業	二隻	五キロワット
その他漁業	一隻	五キロワット

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後もお従前の例による。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年十月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。
 第四条第二号を次のように改める。
 二 階層式寝台を設ける場合は、二層とすること。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百八十九号
 大麦及びはだか麦の飼料作物への作付転換促進事業補助金交付要綱(昭和三十七年二月鳥取県告示第七十六号)

の一部を次のように改正し、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第八条を次のように改める。
 (書類の提出)
 第八条 この要綱に基づき書類は、所轄地方農林振興局

3 事業の内容及び経費の配分

(二) 飼料協同化施設設置計画(又は飼料協同化施設設置実績)

市町村名	事業主体名	設置箇所数	作付転換面積 ha	対象飼料作物名	利用家畜頭数	備考
	(小計)					
	(小計)					
市町村計						

長に提出しなければならない。
 別表の事業の内容の変更の欄中
 「設置箇所数又は作付転換面積の変更」を「又は設置箇所数の変更及び作付転換面積の減」に、「員数、規格、型式又は銘柄」を「又は員数」に改める。
 様式第一号中3及び4を次のように改める。

(2) 経費の配分計画 (又は経費の配分実績)

市町村名	事業主体名	機械器具名	規格式柄	導入年月日	員数	単価	金額	負担区		備考									
								補助金	市町村費										
計	カッター	計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇									
											〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇				
																〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
事業主体計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇									
											〇〇	〇〇	〇〇	〇〇					
事業主体計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇									
											〇〇	〇〇	〇〇	〇〇					
市町村計																			

4 収支予算 (又は収支決算)

収入の部

区分	予(又は精算額)	前年度予算額(又は予算額)	差引増減		備考
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
補助村費					
計					

支出の部

区分	予(又は精算額)	前年度予算額(又は予算額)	差引増減		備考
			増	減	
同化施設補助費	円	円	円	円	
計					

鳥取県告示第五百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、昭和三十七年十一月一日から倉吉市において、次のとおり町の名称を変更する旨の届

出があつた。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更後の町名
西倉吉町
岡田

鳥取県告示第五百九十一号

昭和三十五年四月鳥取県告示第五百十三号(麻の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年十一月一日から施行する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

「鳥取県工業試験場 鳥取市西品治三七一ノ二」を
「鳥取県工業試験場 鳥取市西品治町三七一ノ二
鳥取県立大山観光会館 西伯郡大山町大字大山」に
改める。

鳥取県告示第五百九十二号

昭和三十七年九月二十一日付けで足山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(畦畔整備)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたと

で、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

一 縦覧期間

昭和三十七年十月三十日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市足山 足山土地改良区事務所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月額二五〇円(郵送料共)] 印刷所 県